県政報告

県民の不安払しょくを
新型コロナウイルスの対策強化

立憲民主党・民権クラブ 県議会議員 きしべ 都

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の「指定感染症」とするための政令が2月1日に施行されました。神奈川県では、指定医療機関への入院勧告等の措置が可能となりました。横浜港に停泊中のクルーズ船に乗船されていた方を本県や東京都などの医療機関へ搬送するために、神奈川DMATが現地本部で国や他の自治体と連携して対応しています。

神奈川県議会第1回定例会の代表質問では会派として、適切な情報提供と情報公開を進め、指定感染症に対する必要な置を講じるなど、県民の不安を払しょくするための取り組みを求めました。黒岩知事からは「感染の拡大防止に向けて必要と判断した時には、しっかり対応する」との答弁を得ました。今後、県議会でも特別委員会を設置し、集中して調査する検討が進んでいます。

県では、感染の拡大防止等に向けて、医療機関へ配布するための感染症防護具や、罹患された方を搬送するための運搬機器、衛生研究所での検査機器等の購入について、予備費の活用等緊急的措置がとられました。

今後、コロナウイルスの感染拡大が長期化すると、観光業や製造業など県内産業への影響も懸念されます。そこで県は県内中小企業に対する「経営相談窓口」を県金融課などに設置。事業活動に影響を受けている中小企業を対象に、金利や保証料を優遇し、2月7日から金融機関で相談の受け付けを始めています。

皆様におかれましては、咳エチケットや手洗いなど、インフルエンザなどと同様の感染対策をお願いします。

みなさまからのご意見、ご要望をお待ちしています
きしべ都政務活動事務所
南区通町2-25-3 千々輪ビル1階
☎045-341-3385
http://kishibe-miyako.com/